

社会福祉法人ちゅうりっぷ福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちゅうりっぷ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会または評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、常勤、非常勤に関わらず別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 出席報酬については、理事会又は評議員会の日に全額を通貨で直接役員又は評議員に支払う。

3 法人及び事業所の常勤職員として兼務する理事には、事業所内において理事会が開催された場合は、実費弁償費は支給しない。

(役員の業務報酬等)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、常勤、非常勤に関わらず別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命をうけて法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、常勤、非常勤に関わらず別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 監事が、法人及び法人が設置運営する事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

4 業務報酬等については、出勤簿の記録により出退勤の確認を行い、毎月末日にその月の報酬等の全額を直接役員に支払う。ただし、役員が報酬等を自己の金融機関口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

5 法人及び事業所の常勤職員として兼務する理事には、業務報酬及び実費弁償費は支払わない。

(役員報酬限度額)

第5条 役員報酬の額は、各年度の総額が500,000円を超えない額とする。

(評議員の業務報酬等)

第6条 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 業務報酬等については、出勤簿の記録により出退勤の確認を行い、毎月末日にその月の報酬等の全額を直接評議員に支払う。ただし、評議員が報酬等を自己の金融機関口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払う。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月19日より施行する。社会福祉法人ちゅうりっぷ福祉会役員等費用弁償規程(平成26年4月1日)は、これを廃止する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	日額 10,000円	実費額。ただし、自家用車 の場合は、1kmにつき 37円
評議員会	日額 10,000円	

別表2（第4条・第6条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	日額 15,000円	実費額。ただし、自家用車 の場合は、1kmにつき 37円
理事及び評議員	日額 10,000円	
監事	日額 10,000円	

別表3（第7条関係）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	1泊 14,000円	日額 10,000円	実費額